

大谷學報第十八卷 第二號

天保
義學 京都の教諭所につきて（下）

徳重淺吉

一九

以上縷説したやうな次第を以て教諭所は本格的に成立し、その維持方法も完備したのであるが、此際世話人連中は規則七ヶ條も申定め、同時に申合せもして教諭所機能の圓滑完全なる發現をはかるところがあつた。修正案記錄に採録せる左の記事を見よ。

教諭所擬書之寫

定

一、宣教館教授の儒家人體を撰、萬事先輩の指揮に可隨は勿論、朱學を專致尊崇、心學道話之外異流の學者講師に致間敷事

一、世話方並永續積金之面々、志令堅固且身柄を糺し、猥り成者令加入べからず。尤公事出入合等有之輩者出序を可憚、若行跡不宜儀相聞候は、互に異見におよび、於不用者可致擯出事

京都の教諭所につきて（下）（徳重）

一、例年正月二十一日讀初、同夜より講釋を始め春秋丁日兩度並冬至には

聖像を祭、鏡餅神酒相供一同出席可致事

附六月七月二ヶ月は休講八月三日より相始、十二月八日限休會之事

一、毎月一六之夜 經書講釋

同三八之夜 心學道話

右暮六つ時過より始、四つ時を限り、世話方之者代々罷出、諸事取締無懈怠様可相勤事

一、諸儒家並書生之輩樞機有之其館内に居住滞留を不免、無據譯にて止宿仕候共一夜を限り可申、其餘無用之者出入堅禁制之事

附留守居には憲成者差置、火之元入念可申候、尤禁酒之事

一、藏本書籍類一切他所に貸出申請敷、無據一覽を望候もの有之は、世話方へ斷の上於館中披見之儀者可爲制外事

一、有志之面々より金銀書物等被寄附候はゞ帳面に記置、追而御奉行様へ御届申上、都て勘定向之儀は重立候世話方立會明白に取計、私に集銀等堅致間敷事

右簡條之趣意度可相守者也

天保十二年辛丑五月

教諭所

これが規約であるが、朱子學を崇め異流の學者を講師に頼まぬとした所、聖像を祭り經書講義と心學道話を等位にせることころなどその目指せる教化の如何なるものなりしかを十分に察せしむる。同時に第二條は館友の資格を限定せる

ものとも見るべく、如何にも家運通塞の際には出金高だけを返却してくれと主張した金持町人連中の言ひ出しさうな階級的特權的意識の逆つてゐる簡條である。若しそれ第五條に至つては此の事業の最初の發願人たる北小路大學助その人に對しての警戒線であつたのであらう。とまれかくなつては竹窓先生でも三郎でも何等重きをなす所なく、實權は殆ど大黒屋以下の世話人連中と、監督者たる平塚等の掌中に歸したものと見てよいであらう。次の申合せはよくそ
の邊の空氣を開示する。

積金出財之面々申合之事

一、教諭所定書七ヶ條堅相守可申事

一、當館之儀は爲市中、從

御上様厚御沙汰被爲在、御取建に相成候儀にて、愚昧なる銘々共妻子小者に至迄講日毎に出席いたし、經書講釋心學道話聽聞仕、行跡等晤候志に相成候は、偏に御仁澤故之儀と難有奉存候付、當館爲永續有志之面々相合聊宛出金いたし、乍恐

御役所様へ奉預從

御役所様何方へ成共御貸附、利金半季毎に御下け被爲成下、利金の分は當館雜費之内へ相加え申度候。乍然町家と申者は盛衰も御座候事故、右出金いたし候者の内、子孫に至候て無據譯柄にて困窮難澁に迫り候者御座候はゞ、其もの出金いたし置候元金丈之分、家名爲取續御下け被爲成下候様奉願上候處御聞届被爲成下、誠以難有奉存候。然る上は出金同志之面々申合、行狀相慎

京都の教諭所につきて(下)(徳重)

上様御法度之趣堅相守、人倫之道を全ふし諸親類をしたしみ、召遣之者を憐み、先祖父母開業の辛苦を顧み家業を勵儉約を專とし家名相續可致、若心得違之者有之候はゞ、相互に嚴敷異見を加え可申事

附 手代小者に至る迄、講日毎に出席爲致可申、若不奉公之義有之候はゞ、及見聞次第相互に可致異見事

右之通申合候上者銘々子孫に至迄、毛頭達變仕間敷候。仍而連印如件

これは末段の文句によつて連判したことがわかるが、それがあると面白いと思ふ。然し恐らく教諭所に保管してあつて安政か元治の大目に焼失したのではあるまいか。だが内容は要するに教諭所の規定七ヶ條をよく守ることゝ、妻子小者に至るまで講日毎に出席し、且つ日常の行跡を慎しみ、若し心得させるものあらば厳しく忠告し合はうといふのである。誠によき申合せであるが、京中の豪商連がその家族徒弟等の教育と躰と思想善導をなすについて、共同出資で行ふとすると隨分經濟的な方法であつた譯もある。だが此時代のことであるからそれは矢張り精神的な求道心から見るべきものであり從つて附りの手代小者に至る迄云々も一つには此の輩まで教育の恵に浴せしめんといふ親切心と今一つには教諭所を盛大にし永續せしめんとする願望心とに出づるものと倣すべきであらう。

II

こんな風で教諭所は聽講者も多く盛大にやつてるらしい。たゞ講師に誰々を寄せたか記録のないのが遺憾であるが、矢張り牧古意や柴田遊翁などが中心であつたらしい。北小路竹窓は翌天保十三年正月卒去して居るが後嗣三郎は猶關係はしてゐたのであらう。此頃は海内に文運渙洽し都鄙向學の機運に包まれ、京都に於ける諸山の學寮も前古比

を見ざる程榮えて居り、公家の學問所も必要なりとて學習院建設の要望も劇しくなり、元來大御所家齊の驕奢政治を苦々敷思つてゐた老中水野越前守忠邦が改革を斷行しつゝあつた時代であつたので、その學問を興し風教を隆にする主義の上から之を贊し、遂に意を決して享保以來の懸案を解決し、いよいよ學習院建設に着手することとなり、弘化四年三月には開講の運びに至つたことである。そんな氣運の然らしむる所か、教諭所の寄附金も四百兩から更に嵩んで、天保十三年七月には七百八十兩になつてゐる。即ち同月之が保管に任じてゐた町奉行所の平塚神澤兩人より教諭所世話方へ下渡したる証札に、

教諭所爲永續有志之者共より追々差出候寄附金都合七百八十兩、從

御役所當地市中身元慥成町人共に年三朱五厘之利足にて御下ヶに相成、右利全年々七月十二月兩度に取立相渡候積、尤寄附人之内子孫及困窮相願候はゞ糺の上出金之分下ヶ可遣事

とある。これによると融通先は身元慥成町人となつてゐるが、之は去年の兩替並錢屋仲間といふのと同一か違ふのか、利息が五朱から三朱五厘に下つてゐることゝ共に考るべきものがあるやうに思ふ。寄附金が増したのは十兩宛の口にして廣く勸誘した結果であるらしいこと後年(安政)修正舍焼失して再建の議をするときに、「兼而教諭所相續積立金の仕法を承候所金十兩を高と相定有志之人指出し積置候仕法」云々とあるによりて推察せられる。是に於て此の事業は一種の保險的意義をも持つことになつたのであつて、之は教育と救濟とを行ふ目的と共に、いかにも義學の名に該當すると言はねばならぬ。

而も思ふにかかる組織と機能を持つ講學所は、凡そ石門心學の建て前から自然生れ出づべきものであつて、此點で京都の教諭所につきて(下)徳重)

教諭所は最初北小路大學助が目論んだ學塾といふものから心學講舍に轉化したものと言つてよろしい。聖像を祭ることも元來心學道に於て行ふのである。自然世間でも心學講舍と考へてゐたらしく、弘化二年大阪東町奉行水野若狭守が、明誠舍都講山良七兵衛石田孫兵衛原田宗七を召出し、心學道に熱心斡旋する故を以て時服を賜ひ賞詞を加へ、且つ此の道弘通の爲め存寄あらば申出づべしと沙汰したときにも、先づ京都の教諭所に着目しその額字の寫し等を送附するやう請求してゐる。

一一

さて此くの如き性質を持つた教諭所が、最もよくその義學としての機能を發揮したのは嘉永三四年の飢饉に於ける救助作業であつた。蓋し前方天保七八年の救小屋一件に成功した記憶を辿つたのである。その次第は修正舍記録及び此の施行終了後に記念として出した仁風扇といふ扇形の印刷物二枚によつて悉しく窺ひ得る。即ち嘉永三戊年は春以來氣候もよく麥などは近年の豊作であつたところ、六月になつて甚しく冷え、之に反し残暑になつて格別暑氣烈しく、之によつて五穀の穫りは先づ相應にあつたが、七月以來度々の風雨で川々出水のため田畠の損亡少からず、何となく人氣よくなく米價も追々引上り八月には一石百三四十匁になつた。役所では飢餓襲來を見て之を憂え「今以て米價高直にて輕き者共難澁致し、別而西陣織職その他端々には困窮の者も可有之哉。先年米高直の節には町方有志の者が施行などして窮民を救つた由であるが、當年は左迄の年柄にあらざれど自然有志の施行などは遠慮に及ばぬ事故志次第に困窮者を助けるやうに致すべく候」といふやうな歎獎の觸書を出したといふ。但し之は如何なる反響があつたか明

でない。またその後もだん／＼米價は上騰するので御役所からは種々御世話あらせらるゝ由の所兎角引下け申さずとあるから官邊では米價調節を試みたのであらう。それでも九月中旬には一石二百匁になつたといふから、蓋し國中に食物が缺乏し如何ともしがたきものがあつたのであらう。都會地の貧者や病者が先づ困窮するのは避け得られぬことで、如何にも慘憺たる状態が現出したのであらう。これを見兼ねたもの、奇特の志ある人々が寄り／＼施行の催しをしてゐるところに又々御觸があつた。

米高直に付先達而より米穀金錢等施行致候者多く有之趣相聞奇特之至に候此節は銘々一己之取扱に心勞可有之所右體他を救候は施物の多少によらず格別之志に有之端々極難澁の者も取續相成候儀と相聞え一段之事に候條此段町續之町々え可申通事

即ち褒めて一層施行を勧めるのである。

そこで教諭所であるが、之は修正舎記録によると先づ同舎にありてはこの御觸が出るとすぐ、「先例も有之候儀施粥之催致度との評定に相成り」とあるが、更に又「其内教諭所も追々評議有之」とあるから、その間幾日の隔りもなく教諭所世話役の間にも話が起つたと見える。而も教諭所が乗出すとすれば全市の心學講社が纏つて動き得る空氣がその設立のときから組立てられてあつたので、十月二十六日には教諭所に於て諸舎の社友が會合し、いよ／＼連合して大規模の救濟事業を起すことを相談した。即ち京都全市を十ヶ區に分ち教諭所及び明倫・修正・時習・樂行・觀行・恭敬の心學六舎が協同手分けして飢民救助に乗り出したのである。それには先づ所舎の世話方が中心となつて義金の募集を始めたらしく、三井店及本宅一統よりの銀二百枚（代八貫）を始めとして烏丸二條下ル某氏の金百兩、江州位田村松

井久左衛門父遊見の金五十兩、同外村某の金五十兩などの大口もあり、三條東洞院西入ル梅忠町は永樂屋伊兵衛の二十五兩、平野屋彌市の十五兩、橘屋兵右衛門の十兩、町中積金十二兩一分、その他町中の出金を合せ金百兩にして出して居る。錢では三條高倉東入ル小橋屋利助の五百貫文、問屋町五條下ル柏屋孫左衛門の三百貫文が大きく六角東洞院東入ル勝屋町では三井元之助の百貫文、近江屋理八・近江屋太兵衛・井筒屋孫兵衛の各五十貫文、其他町内百五十貫文を合せ四百貫文として居り、東洞院六角下ル御射山町も二百五十貫文とある。それ以下それゝゝ志に應じて出捐したものらしく、中には富小路六角下ル紅屋五兵衛の小餅七萬五千といふは「但五文取ニシテ搗貨共此錢四百貫文ニ當ル」としてあり、三條東洞院西入ル永樂屋伊兵衛は前記外にも小餅四萬四千四百九十を寄附し、東洞院五條上ル中村屋伊右衛門は錢三十貫文と外に割木千貫目を出し、「修正舍粥焚出し總引受」をした。大佛瓦師中も松炭二十四俵を、大佛本町一丁目伊丹屋市兵衛は小割木千百四十束を、伏見街道五條下ル淨雲寺現住は小割木千百束外に白米二十一石六斗、玄米五石六斗、葛藪九千二百挺豆腐二百人分善才百五十人分大根十八荷其他を附連したといふから骨折つて檀家に勧誘したのであらう。また三條室町東入ル御倉町は銀二十匁九分と錢六十貫文を出してゐるが此中には先年御褒美に頂戴した金百疋の利倍も入つてゐるといふから、天保施行のときの回顧が餘程働いてゐるのである。かくの如くして此年冬に施入された高は左の如くであつた。

金千三百十兩一分

銀 捨五貫八百九拾目餘

錢 六千五百六貫六百文

外ニ錢 七百五拾貳貫九百文餘 天使社施行有志ノ
面々集錢差加分

其外ニ恐多茂

西御奉行所様より 御銀二十五貫目

東御奉行所様より 白米三百五十石

即ち官邊でも大に力を入れて慇懃後援する所があり、市民は錢慶兩替慶の富商運を始め、聊がても餘力ある人は出し合つたらしく、それを仁風扇には「さなきだに近頃産業薄き窮民の飢難を見るに忍びず、同志の社友相議して方角を定め場をわかついさゝかの粥施行を催しけるに、頼て此事官廳に達し難有仰こと共を蒙り、若干の御銀並に白米を下し賜ひ猶その志を助け施の廣からん事を町々へ御さとし有しは、實に民の父母とや云べからん。」と記してある。

而してその施行の實際であるが、今や實見者がないので具體的の話を傳へ得ぬのは遺憾であるが、市内新町二條上ル明倫舎には猶當時使用せられたる大きな斗かきや杓が遺つて居り、又修正舎記録には「右(施行の)仕法書、方再割又は施入之人々名前書、日々の施し方、且諸勘定萬端始終之書付明細ニ別帳ニ認有之候故爰ニ洩ス」としてあるけれども、

十一月一日より施粥相始、十二月二十五日迄ニ而相休。尤二十五日ハ翌二十六日より正月三日迄之分一緒ニ遣、又小餅迄も相添差出し候事。

同四年辛亥正月四日施粥相始、同年冬十月十九日迄凡一ヶ年之間教諭所始十ヶ所ニ而都合人數一萬六千人、前後ニ少々ツ、増洩ハ有之候得共大體右等之人數日々ニ相救、右長々之間聊之障等も無之、別而

東西御役所より毎々御米錢等御下ヶ被成下、且又追施入の人々も多ク右之日數一日モ差支無之相濟候段社中一同之大慶不遇之候事。

とあつて稍詳細に其の全貌を想察し得る。或は又前に言へる仁風扇なるものは、此のこと済みし後に享保十七子の年の西國大饑饉の折隣里鄉黨互に救ひ合けるを、後その賑窮の多寡姓名を留めたる官の記録を浪華の書肆等が申おろして印行した仁風一覽に倣ひ、此度も公の御恵み及び下有志の人々の等閑ならざる心盡しを留め置き、萬一にも後の世に又かかる年に達はん時の鑑にも成らんとて或る人が竊に扇形の摺物一枚にして同志の人々へ分ち贈つたものであるが、それには市中十箇所施行方角分圖として略圖を以て施行區域と場所及び計數を示して居る。今便宜列記しよう。戊

十一月二日ヨリ一日一人分白米一合ヲ粥焚曉七ツ時ヨリ朝四ツ時迄施行、前以夫々切手渡置日々改押切印致遣ス

東山麓町西加茂川
南伏見堺黒門北松原通

東山麓西ハ西町端

南松原上ル北祇園町

東油小路西町端

南九條通北七條下

東加茂川西町端

南七條通北松原通

東山麓西加茂川

南上北二條新地

南禪寺領内

東加茂川西町端

南四條通北二條通

東加茂川西堀川通

南二條通北丸太町通

但東部ノ北隅ハ鞍馬口

伏見街道
五條下ル
錦小路
丸西入ル
明倫舎
合五萬千八十八人

一日千二百六十八人

七條南
栗島社施主明倫
舍持出
合三萬三千八百八十人

五條東洞
院東入
修正舎
合八萬六千三百八十八人

一日七百五人

三條大橋
檀王法林寺
觀行舍
合六萬八千五百三十人

一日千三百六十二人

石泉院町家
觀行舍
合三萬千六百人

一日八百二十四人

東洞院三
教諭所
合三萬千八百七十人

一日六百九十三人

妙満寺健順社
持出
合五萬八千八百人

一日千九十五人

東烏丸通西町端 油小路丸 樂行舎 合八萬三千三百人
 南丸太町北一條通 太町上 一日千九百九十五人
 東烏丸通西町端 今出川千 合十七萬八千五百四十八人
 南一條通北町端 本東入 時習舎 一日三千七百九十二人

御所新嘗祭ニ付十一月十五日同十六日兩日齋焚相休候節

白米或八代錢ニテ施之

右錢渡分合百六十七貫七十五文

以上於十箇所戌冬分總施行人數合六十八萬七千九百六十餘人

此米六百八十七石一斗七升餘ニ當ル

外三十二月二十六日より八日之間休ニ付

一人別ニ白米五合 小餅數十 烏目五十銅 簪紙ニ口細簪一膳ツ、

右二十五日施行之砌人數一萬五千五十九人予遣

此米七十五石五斗七升

錢七百五十二貫九百五十文

小餅數十五萬五百九十也

改亥正月ヨリ十箇所施行

人數合一日一萬五千百七十五人

此表で見ると嘉永三年の冬に救助した延人六十八萬餘、それが人數にしては暮の二十五日に一萬五千五十九人であつたといふのであるから、當時京都の人口の約七分之一、饑饉のひどさも思ひやらるゝ。ところで四年正月の人數も一萬五千百七十五人或は一萬六千人前後といふのであるから、此年十月までの施行高も大した量であつたらうと思ふ。勿論斯の如き大事業を民間で遂行するのであるから、長い間には種々のいきさつも起り消長もあつたであらうけれども、とにかく之を新穀の出るまで續けたことは偉い。まことに此點に於て心學道の持てる道徳的誘導力に對しても驚かざるを得ないのである。その點についてこゝに面白い書物が殘つてゐる。坊間時に見ることがあるが、然し極めて少數しか寫傳されなかつたものに違ない。

該書は表紙に「仁風扇反難 珍賞廿全 猪鹿齋老人誌」とした戯言の書であるけれども、よく讀めばなまく眞面目な神儒佛三道並に心學道の批判論、嘉永四年八月十三日江州淺井郡鹽津の三千坊法眼鵬雲なる者が午睡に替へて宗教と慈善事業の關係を論じ心學道をほめて三教の輩をそしつたものである。奥書に「此所論換午睡慈善學者莫咎文附焉、因毀咨於三教之輩勿憤。腹ガ立ナラ爰ニコイ、スコタンヲドヤシテクレウト云爾。」とある如き憤慨の裡その眞面目さを想見せしむるものが躍つてゐる。

然らばその論するところは如何といふに、或人が仁風扇を見て批難して曰ふには、飢民を救ふ施行だといふのに、去年の暮には口細箸を紙に包み客らしくあしらひ、又餅を配つたといふが、これ實に物入を考へざる榮耀の沙汰で、

實には仁の心がないのである。寧ろ名聞から出た馬鹿施行だと詎つたのを歎いて、成る程飢人には餅を食はさねば死ぬといふことはないから、その米を粥にして一日でも長く食はせるのが實の仁心といふものであらう。然しよく考へて見ると元來此の施行は爲仁の虚より發して名聞の實に陥つたにしても、それは名聞の實を行つてまた爲仁の虛に歸つたものであつて、一應は難すべきものゝ様に見えるけれども、再應よく考へて見れば當さに羨むべき善事であるとして、施行の當事者を辨護したものである。即ちその論旨を見ると、夫れ人は天地の虛相交つて生れたもので虛處を元とす。されば形色は實體であつて、かの名聞利養の如きも之に屬する。實に人は須らく虛に居て實を行ふ工夫が大切である。だが人間の爲すことは、動もすれば仁を行はんとする靈善に出でた事でも、名聞の不善に陥つて了ふ。これ名聞は人情の實で錐の糞を脱するが如きものなるに因る。今彼の救助者が口細箸をつけ餅を與へたり、仁風扇にその數を始め施與人の名前、鳥目の高までも委しく書顯してあるのは、まさしく此の名聞の實惡に流れたものと言へるけれども、之とて實はことを派手にして人々に義を勧め一人でも多く助けんと志したからであつて、即ち元來爲仁の虚より發したこと、之に因つて飢人の腹が太つたのはやはり元の仁に歸するのである。故に一度は誇りても再應は羨むべき爲善ではないか」といふ論じ方で、良にさもあるべき」と思ふ。

二三

ところで此の仁風扇は誰が板行したのか。此の間に對してはその識語に享保の飢饉施行の記錄に仁風一覽あることを記したる次に、「こたびも 公の御恵み及び下有志の人々の等閑ならざる心盡しを書留め置かば後の世に萬に一つも

かかる年柄に逢ん時のよき鑑にも成んかと竊に書記し仁風扇と號け、同じ志の人々へはかち贈侍とて、かれなんとせし民草ももえいづるはるの恵みをあふぎつるかな。何某拜識」とある、此の歌によつて平塚飄齋その人であることは疑ないのである。蓋し此歌は飄齋が天保飢饉救濟のときに詠んだものであつて、「今古米錢考」にも載せてあるのである。そして又此の仁風扇の板行は少くとも「珍憤廿」の草せられた嘉永四年八月以前であるが大體は三四月の頃ではあるまいか。とまれ飄齋その人の爲人は欽仰するに足る。予は曾てその嫡孫清敬氏より、天保の救濟にも世話方たる香具屋は半途にして妻女の小言で手を引き飄齋翁などが専ら事に當つたと聞いたことがあるが、さういへば此度の救濟には香具屋は殆ど關係して居らぬ。此邊その家の吹聴と俗間の常識とには批判を加ふべきものがあることを感ずる。

それはとにかく、此の施行は修正舎記録にある通り四年十月まで繼續せられたのである。此の間飄齋や教諭所及び心學諸舎の人々の盡方は大したものであつたに違ない。依てか十月十八日には教諭所始め諸舎の世話方を奉行所に呼び出し、夫々御褒美銀錢を下賜した。修正舎の人々は、「此儀誠に不存寄難有御儀ニ付右頂戴銀錢夫々積置候て、願候儀には無之候得共萬一因作等後々に至有之候節の手當に致候事可然旨示談の上積立に相成候」とある。どこまでもゆかしい心掛ではないか。(因に同年四月十七日は鳩翁先生十三回忌に當るので施粥中に拘らず小祥祭儀を營みしところ、日々施粥世話に相見え候社外の人々まで參席して例年より賑かであつたといふ。)

二四

凡そかくの如きことが心學をして上下の信用を得しめその盛行を促がさしめたるは見易き道理で、栗田領石泉院町

に由行舍といふのも新に出来た。そして安政元年には教諭所を始め明倫・時習・修正・恭敬・觀行・樂行・健順・由行の八舍世話方から連署して、教諭所の儀御上様より段々厚き御世話成し下され、明倫舍其外の世話方にも追々結構に仰せ渡されるので、孰れも一和して世話致してゐる。尤も教諭所は經書講釋心學道話の兩日とも絶えず聽講者あり、日々の素讀教授もしてゐる。明倫舍その他では講釋道話日にそれゝ聽講者があるが、元來當地は諸方の規範にもなるやう忠孝の道を手廣く教諭したいから、行届きかねるところもある故洛中洛外に出席獎勵の御觸を出して貰ひたい。尤も天保十一年に教諭所建てられたとき御申通しがありましたが、此度は八舍をも加えて願ひたい」といふ願書を提出し、之によつて同八月二十九日、

東洞院三条下町
教諭所

右教諭所え諸儒者相招經書を講し又は道話等いたし候ニ付有志之輩は勝手次第罷出候様天保十二子年八月申通させ置候處其後年數相立候事故不心得之ものも可有之候

錦小路室町東入町	明倫	舍
今出川千本東入町	時習	舍
五條東洞院東入町	修正	舍
大佛耳塚通五條上町	恭敬	舍
大和大路大黒町	敬	舍
觀行		舍

油小路丸太町上町行 舍
兩替町二條上町 健 順 舍
栗田領石泉屋町 由 行 舍

右明倫舍外七舍之儀は儒者故石田勘平弟子共に志之者を集め經書講釋道話等仕來候場所ニ有之候

右は元來當地の儀は人氣も浮華ならず、禮義も疎からぬ風俗に候得ば、彌以忠孝の道を相守、家内睦敷家業を専らにして銘々分際を辨へ儉素をつとめ、子孫永久相續可致儀を厚く心掛、精々子弟の教訓相勵可申、相應相暮居候者の子弟は素讀等より相學はせ候得ばおのづから教訓も行届可申候得共、左様に成がたき身分の者は親の教とても不行届、いたづらに成長いたし候者も可有之、道話の儀は女童の耳にもいりやすく風儀の爲にも可相成哉に付右教諭所並明倫舍外七金講日には成丈ヶ出席いたし候様、最寄町々役人共より可申聞候。右ニ付謝儀等に不及候間此旨洛中洛外へも無急度可申通事

但教諭所えは儒者弟子共口日罷越素讀をしへ候間其段相心得出席可致是又謝儀等ニ不及事

寅八月二十九日

といふ布告をしたので、教諭所では講日定時を記した一枚刷と共に之を板行印施したことである。

こんな風で心學の教化はいよいよ普及したものと見ゆる。即ち五樂舎も此頃出來た。又同じ安政二年頃らしいが東町奉行河野對馬守と西町奉行水野下總守とは同道して教諭所に莅み中沼了三の儒書講釋と柴田謙藏の心學道話を聽い

た。勿論獎勵の爲であらう。而もその時隨行したのが縁となつて、東組與力田中寛次郎は爾後屢々自宅に道話の薈を開き組中の同志を招いて聽聞せしめ、且つ安政三年五月十三日には柴田氏の門に入り修正舎にも出席するやうになつたといふ。而已ならず此の田中氏は非常な熱心さで翌四年正月八日には遊翁始め都講達をも招き、當地は諸國の本なれば一流の學術は申すに及ばず、平常の行狀も厚く心掛くる様格段の骨折をたのむと懇囑したといふから、その心中には矢張り階級的治者としての意識と責任感とが強く働いてゐたと思はれる。

二五

教諭所はかくして庶民の讀書教育と心學道の宣說所として半官半民的郷學としての形態を整え十分にその機能を發揮しつゝあつたが、然し此頃から始つた世上の不安動搖はだん々影響してその衰運を招いたやうである。即ち安政五年二月老中堀田備中守の上京より四月の歸府、五月中旬よりの暴瀉病流行の風評、六月の下京東本願寺邊の大火、七月十六日の月蝕（依て大文字など）、八月將軍他界の發表、九月所司代酒井若狭守及び老中間部下總守の上洛、所謂志士の逮捕、十月の將軍宣下攝家方以下發輿、十二月の囚人（所謂大獄に坐したる志士）の江戸表へ差立等で非常時局の波は正に狂瀾してゐたのである。だが霜月の南座の顔見世は例年の如く大入であつたといふが、彼の如き世上の不穏が先づ奉行所の勸獎方に差響き市内の人氣にも關係したことは自ら想像せられる。尙その後も世上の不安は去らず翌安政六年一月二十五日には三度目の囚人差送（此時は老女村岡等もあ）、四月十一日には四度目のそれ、同月には鷹司・近衛・三条等四公の辭官落師、六月には大阪兵庫京邊一般に暴瀉病の大流行、別して急死人多く中京にては七月下旬より疫は

らひとと稱し毎夜祇園へ獻燈して大勢のものが鉢太鼓で囃し立て最寄を踊廻ることが盛んだつたといふから、蓋しその空氣が講釋や道話にそぐはぬものであつたらうことは推しはかられる。殊に同年六月二十一日には此節は隠居して餘り深く關係はしてゐなかつた様であるけれども、猶その崇高な人格と益世の精神とから病人世話場などにも關係し、此の程教化事業人界に於ける顧問的中心的存在として重きをなしてゐた平塚飄齋翁が謹慎を命ぜられた。而もそれは木村勘助草間列五郎と同時で此の三人は輿力中の學者である（木村はその翌々日憤）。更に又此事は教諭所施行及び瑞光院義士墓新築一件に關してあるといふから一層影響する。

ところでその義士墓一件といふのは、嘉永五年は赤穂義士の百五十回忌に當るので、大徳寺の大綱和尚や牧善輔奥田某氏等が堀川頭なる瑞光院にて、閏二月四日、盛大なる法會を營み、且つ遺髪塔を修めその側に遺躅碑を建てた（安政七月十二）こと、及び六月十八日には小野寺十内の妻丹女の百五十回忌追悼會を本國寺に催したことがあるが、此の後者には飄齋が會主をつとめた程で前者にも關係したのである。これは名節を尊ぶ彼の志からの事であつた。然しこれ等は皆金錢に關することなので、疑をかけたのであるが、彼は因より「聊不埒の覺不相覺によつて勘助自殺後諷諭されるところがあつたが、それでは申披きをする機會がないとて表向きの御尋ねを待つた」と書いてゐる。そして元來この事は隱密掛與力同心就中渡邊金三郎大河原十藏上田助之進等の讒諷に出でたことであるといつてゐる。渡邊などは後年無實の罪控を構えて志士を網羅したといふので、四條碩に磔にされたことは言ふまでもなきところ、從つて此事件は全く飄齋等が前より山陵の荒廢を慨きその研究につとめて陵地考、陵墓一隅抄、陵墓圖釋等の著述をなし、安政元年以來は山陵取調掛として活動したこと、及び以文會を主宰し居る黃梅院の大綱和尚など、親しみ赤穂義士の年忌を營み

たることなどが尊王の精神を内に懷き幕府に不忠を圖るものとして睨まれ、教諭所施行などは新儀を企て人望を收めんとするとして疑ふべしとしたものと見ゆるのである。そして此疑は文久二年十月十八日一橋慶喜松平春嶽が政柄を握つて公武全體方針に進んだ以後始めて晴れ永蟄居を免ぜられしのみならず、戸田大和守の山陵修理事業以下宇治勢多の通船路調査、西高瀬川開鑿、日岡峠の改修など幕府の時局対策事業に重用されてゐるのを見ても正しき推量とすることが出来る。だがそんなことは當年の世俗に分らう筈はなく、たゞこゝでは飄蕪如き指導者助力者が永蟄居を命ぜられた事が心學教化の頓挫を招いたと見れば足りることである。

二六

とは言へ心學道は元來、一、御政府より被仰出候儀は勿論不寄何事御法度慎て屹度可相守事。一、主人父母の心に相背申間敷、社中平常信義を専らとし和睦可致候事。一、家業を大切に相勉候て驕奢をなすべからざる事（明倫舍規則）といふ様な分に安じ治者への従順を主義とする教である。如何に時勢切迫したればとて町人が政治家氣取りになつて奔走することなどは最もその分を踰ゆるものとして相戒める建前であつたから、さう直接聽講者に關係したとは思へにぬ。又之を運用する方から見ても、既に立派な世話方が揃つて居り基本金も確乎たる基礎の上に積立てられてゐることであるから、さほど苦勞のあつたことゝも考へられぬ。だからこゝでは世上の動搖が之に關係してゐる人々を、靜か道を聴くといふやうな平時の餘裕事に安閑とさせておかず、他の切端つまつた色々の新事態に引張つて行つてそのひまあらしめなかつたと解するのが適當であらう。尤も大黒屋傳兵衛が死んでその家が絶え、安政二年世話方早川平兵

衛も東上中死去したことなどは大にこたへたであらう。實際安政戊午以來、特に文久二年島津久光の上洛以來の京都は幕府諸大名の滯京志士浪人の集合で人口は頓に増加し住宅は拂底する。何處の寺にも兵士が充滿し郊外には武家の屋敷が澤山出来る。非常時に備えて西高瀬、日岡以下の土木工事は起される。天誅張つけ等の血腥い暗殺沙汰は絶えぬ。それと關聯して儲けねばならぬ町人には、仕事の引かゝりから忠奸を論ぜられるやうになつてゆすられたり脅迫されたりするものもある。殊に放火兵燹によつて幾度も大火さへがあつた。こんな際にいくら制度や組織としての教諭所があつても、それが大に盛大になつたとは考へられぬであらう。恐らくたゞ原狀を維持するに過ぎなかつたのではあるまいか。

否維持ではなくて衰退の途を辿つたのである。更に言へば衰退でもなくて顛落であらう。それは時勢の激しい波は、人々をこんなことに専心させておかなくなつた爲と考えられる。心學諸舍にしても教諭所にしても其故あまり聞く所がない。然しあることはあつた。慶應二年丙寅七月陰徳姓名錄といふ一枚刷によると、此年は追々米穀始め諸色格別に高値となり、下民困窮するによつて、御救の御沙汰ありしに付、町々より難澁のものを書上げしに、御公儀様より格別の思召を以て先般米錢を下けられしも此頃いよ／＼難澁人増加し莫大の人数となりたれば、京都の有志の人々の施財をも差加え人別米三升錢三百文づゝを下されたり。然るに又々極難のものを吟味されたるに凡一萬九千二百八十人ありしかば、之等に前々通り補助し、更に難澁身薄のもの五萬七千八十四人へは人別白米五合を錢二百五十文づゝ、十日間御拂下け相成、誠に當節柄人々難有奉存候云々として鮑藥師小川池田屋長兵衛の白米三十石、姉小路寺町香具屋久右衛門の玄米十五石、三井組の銀百貫目、島田八郎右衛門、小野善助、大文字屋正太郎の各銀三十貫目以下

を夫々あけたる中に、

教諭所世話方内

銀三十貫目

組合 同越 前屋 弥右衛門
彌吉

とあり、教諭所は中心にはなつてゐないが猶世話方に立派なものがあつたことがわかる。でもこの救助状態は、同じ饑饉と言ひながら嘉永三四年のそれといかに天淵の相違のあることか。これだけでも確かに幕府が社會統制の機能を失ひ、その治下の社會が建て直しを要求してゐたことが察せられるであらう。

二六

かくして戊辰の變革が來たことは、此の一面からでも當然と納得せられる。そして維新政府にとつては先づ教學を振興して新組織に合ふべき國民精神を形成せんことが重大な政策の一つであつた。それには鳥羽伏見の銃火以來のどうさくさで監督もよそになつてゐた在來の寺小屋心學舎などの調査が先づ必要な事務であつたらう。依つて明治元年十一月京都府が學校設立の計劃を發表したときに町々に觸廻をしてゐる。

- 一、當時讀書手跡算術等之致指南候もの居所名前年齢並門人人數等ニ到迄委細ニ書記し來十五日までに可申出候事
- 一、心學道話相調候ものも同斷
- 一、儒書講釋相調候ものも同斷

但當時教諭所につきて(下)(徳重)
京都の教諭所につきて(下)(徳重)

一、教諭書あり所廣狹等同斷

十一月

右之通無洩可申出事

といふのであつて、之によれば教諭所は猶前規通りに開講してゐたとは見えるのである。たゞその時の講師や世話方聽講者等がわからぬのは遺憾である。

それに明治二年からは京都に小學校が出来て新時代の教育がはじめられるのであるが、彼の北小路三郎は上京十三番組（御前通下立賣）小學校に筆道師に雇はれた。然し彼は年來瘡毒を煩ひ、而も相當難症になつてゐたと見え、明治三年十一月九日には前々からの瘡毒で教授も成り難く、又速も急速全快の期も相見えぬからとて辭表を出してゐる。多分聽許せられたのであらう。教諭所とは如何なる關係にあつたのか。これも明にし得ぬ。

明治五年政府が教育部を設け神佛二教を大教なる新國教の下に合力せしめて國民思想の統一を試みたときには、神官、僧侶より講談師戯作者まで其教導職に任用したのであるが、心學道話も神道の内に入れて之を採用することにし、東京では參前舎の高橋好雪京都では修正舎の柴田艾軒等がその選に當つた。艾軒先生は當時既に中風に罹り臥床中であつたが懇望せられて中講義を拜し、その所説を門人が筆録刊行して説教に代えたものに心學道するべ正續二篇、幼童手引草がある。が此時既に昔時の盛風はなかつたのであらう。其後明治十二年（廿七日）になると下京區長竹村藤兵衛から京都府知事楨村正直に心學道再興の願を出してゐるが、それには

元東洞院通三條下ル町設置
當時 絶教諭所

同上京區へ引移錦小路通室町東入
舍

下京區第十九組五條通東洞院東入町下萬壽寺町存在
修正舍

幕政之頃右個所ニ心學道話相構候教諭所外書面一ヶ所ニ道話舍設置在之候處御維新後教諭所ハ當今相絶明倫舍ハ上京區新町通二條上町分へ移轉修正舍ハ古來より町分ニ存在、總て該社維持之方法ハ其最寄相當各富有正實なる者申合、俗ニ社中と稱し幼童の輩へ前訓心學道話を社員互に交換相講じ候。然ルニ修正舍の義は故柴田遊翁存命中（註云艾軒先生は七年十）は連綿隆盛に候得共、其頃と些少年月經由に依り候者哉目下衰微の姿にも相聞え歎ケ敷次第云々

とある。之に依て教諭所は中絶してゐたことがわかるが、その後のこととは頓に雲烟深くかゝり綿貌知る由もないのは殘念な次第である。

二七

以上予が十餘年の探究で知り得ただけの事を掲げて京都教諭所の建設、内容・變遷を見んとしたのであるが、それによつて一、そは最初儒者北小路竹窓の發願で聖堂たらしめんとしたのであるけれども、後援者の要望によつて儒學及び心學の講話所併せて兒童への素讀指南所となつたこと。二、此の教化機關は民間有志の協力出資によるものなれど

も官邊の慈惠指南監督が濃厚に働き居るものなること。三、石門心學諸舍の中心機關たる如き性質を附與せられ、自然隣保相助くるの修養的心持から凶歲に難澁者を救ふ施行機關となつた事。四、安政の頃より恐らく世上風波の響を受けて退轉した事等が明になつた。そして予は之等に京都それも石門心學の發祥した土地としての特色が遺憾なく現はれてゐると倣すものである。殊に又大阪の懷德堂など、比べて同じ鄉學としても實際的に社會に生きて働きかけてゐたことに大に意味が存してゐると思ふ。鄉學なるものは官立の藩叟と私立の寺小屋との中間を行つた江戸時代の庶民教育機關に與へられてゐる名稱であつて、後の小學校の直接の先驅をなしたと見るべきものである。即ち庶民によりて共同的に立てられながら官邊の監督を密接に受けた。而もそれは成人に對して道話を主とした教育を施したもので、多くは日を定めて講師を招き聖經の一句一章を日常生活に結び付けて講釋したのである。元文の頃大洲藩に出來た川田雄琴の典學館、寛政の噴築岡の代官早川八郎左衛門の營みし敬業館などこの先驅であり、教諭を以て名けてゐるものでも佐賀及び伊万里の教導所(共に天保十年)、津山の教諭場(天保十一年)、松山の松山教諭所(安政二年)、飯田の教導所(文久二年間)等あり、その他習學所・鄉學校・小學校・鄉學などの名をつけられて居つた。その中には教科及組織等につき餘程整ふて藩學に眞似たものが多かつたが、それだけ京都の教諭所は特異なものであつたとしなければならぬ。

此の京都的特色といふのは矢張り心學に導かれた實踐性をいふのであるが、それについては種々の見方もあらう。浪速の懷德堂を率ゐた中井竹山はこれに同情を持たず、

從來石田流ト稱スル學徒有テ儒名ヲ以佛意ヲ勸メ無縁二人ヲ集メ盛ニ行ハル、事也。一通りハ日用着實ヲ務メ民生產業渡世ノ事ヲ主トスルハ凡庸ノ曉リ易キ事モアレドモ、夫計ニテハ餘リ淺近鄙俚ナル故禪學ヲ奥ノ手トシ、禪機

ヲ以テ愚民ヲ悟道セシメ眼ニ一丁字ナクテモ道ヲ得ルトスルハ大ニ人心ヲ害スル者也。奥義ハ禪ニ落ツレドモ鄙近ヲ以テ手廣ク愚俗ヲ引入ル、事ハ一向宗ヨリ一轉シタル者也。其徒打寄リ信徒ノ人ヲ集メ講習スルハ隨分然ル可シ。

浮屠氏ノ說法ノ如ク諸方ニ無縁ノ人寄セヲスルハ有間敷事也。（草茅危言卷）

（七出家之事）

と批評したのであるが、自分は楠本碩水に同じて、心學は讀書雜ならず、學法醇なれども所得なしと言ふべからずと言ひたい。況んや其の實踐性については、かの珍憤甘の著者鵬雲和尚と共にたとひその中間には名聞利養等不純な氣分の混するものがあつたとしても、猶これを仁に出でゝ仁に歸るものとして讃歎したい。又所謂神儒佛を合糅し純一でないといふその教學論についても矢張り鵬雲尊者の言ひしことに理ありと嘉みしたい。曰く、

抑コノ仁風扇ヲ考フルニ其ノ金ノ頭取ハ各々手島家ノ輩ト見エタリ。彼ノ徒其ノ底意ハ神ナラヌ身ハ知ラサレドモ、行フ所甚ダ善シ。君子ノ羨ム所ナリ。予ハ其ノ流ニアラサレハ誰ヲ祖トシ何時ノ頃ヨリ世ニ廣ク行ハル、事ヲ知ラズ。今世專ラ都鄙ニ行ハレテ其所々ニ社ヲ組ミ、日ヲ追テ盛ナルコト潮ノ涌クガ如シ。予少カリシトキ浪華ニ遊ビシニ、或夜橋上納涼ノ歸ルサ彼ノ流ノ燈灯出タル家アリ。然ル先生ノ講釋ナリトテ人サゞメキ合ヘリケルニ、友ドチノ誘ヒケレトモ我心橋慢ニシテ片腹痛ク嗚呼ニモ思ハレテ流石ニ入りカネテタメラヒ居タルヲ朋友曰ク、是モ納涼ノ一興ナラント強テ伴ヒ入りヌ。爾ルニ其嚴重ナル事慚愧ニタヘズ。自ラオノレガ^禮ナキヲ憎ム。只一席ニシテ其後會テ聞クコトヲ得ズトイヘドモ、其行ハ常ニ之ヲ聞ク。其立ル所三教一論ニシテ偏セズ、心ノ御柱ト云フヲ立て宗ノ極致トス。是ハ神道ニ據ル也。佛ニ據テ譚ズレバ三界唯一心ナリ。儒道ニハ其意バセヲ誠ニスト云フ是ナリ。詮ンズル所一文不知ノ愚昧ヲ導キ三尺ノ童子ニ至ルマデモ悉ク其化ニ育セラル。佛法ニ比セバ念佛門ナルベシ。タト

ヘバ神道五々儒教四々佛法二々以上三昧極細末ニシテ丸トシ、朝夕服セシムト云ガ如シ。爾ルニ其ノ立ル所勸善懲惡ヲ體トシテ眼前ノ理ヲ説キ日々ノ行狀ヲ以テ務トス。唯惜ムラクハ説者ノ文旨ニシテ學者侮リ聽カズ。是ハ佛法ノ談義法談モ同ジ事ニテ説者ノ文旨ヲ侮テ法ノ拙キニ陥ル。聽者用捨シテ説者ノ長短ヲ論ズルコト勿レ。

かく心學の内容本質を明し、教と之を説く者とは區別してあけづらふべきを主張した上、いよ／＼教化力やその道德性の上に於ける三道との比較に及ぶのである。即ち、

今コノ仁風扇ニ就テ考フルニ、道ノ高低ハ姑ク閣ク。志ノ高ク仁道ノ行ハル、コトハ三教ノ上ニ立テリ。先づ神道ヲ以テ之ヲ論ゼン。都鄙ノ(地)各大社アリ、皆氏子アリテ之ヲ守ル、爾ルニ其ノ神職氏子ヲ語ラヒテ窮民ヲ救フコトヲ聞カズ、是レ平日神道ノ教氏子ヘ行届カズ氏子順ハザル故ナリ。亦發起スル恩モナシ。神モト蒼生ヲ生ム、萬民神ノ子ニアラズヤ。儒ニ就テ之ヲ論ゼン。大家各其ノ社アリ、門弟子ヲ語ラヒテ飢民ヲ救フコトヲ聞カズ。唯筆料ヲ貪リ謝儀ノ多少ヲ論ズ、今日餓死スルモノヲ見テハ何ゾ家財衣服ヲ賣リ果シテ之ヲ救ハザル。平日講ズル所ノ經書ニ向テ君子ナラザルコトヲ慚デヨ。佛法ヲ以テ之ヲ論ゼン、布施ハコレ六波羅密ノ第一ニアラズヤ、各寺檀越ノ徒アリ、何ゾ之ヲ語ラヒテ飢民ヲ救ハザル。是平日ノ教化至ラザル故慈悲ノ一錢ヲバ施スモノアルベカラズ。若シ然ラバ三衣佛物ヲ賣テ之ヲ用ヒルトモ豈佛智ニ違フベケンヤ。佛ハ慈悲ヲ以テ體トスレバナリ。然ルニ檀越ノ佗ニ施スヲ見テハ却テ之ヲ妬ミ飢人ヲ救ハニヨリハ僧ニ供養センコソ功德ヤ勝リヌラント思ヘリ。唯布施ノ多少ヲ論ジテ出離ヲ思ハザルハ何ゾヤ。

以上三教ノ法高ウシテ行ヒノ拙キコト斯ノ如シ。其餘ノ諸道ハ論ズルニ足ラズ。皆小兒輩ノ戲ニ等シ、然ルニ彼ノ

手島派ハ名聞アリト雖モ多クノ米錢ヲ拋ツコトヲ厭ハズ、他日其ノ志ノ廣大ナルコト言ノ及ブベキニモアラズ。是其ノ行三教ノ上ニ立ツ謂ナリ。則チ吾輩ハ彼ノ道ニ非ル(ニ)脇目ヨリ見ルスラ猶此ノ如シ。況ヤ彼流ヨリ佗ヲ見ンヲヤ。學者タルモノハ恥ヅベキコトニアラズヤ。云々。

といふので如何にも論旨透徹肯綮に値する批判であり苦言である。實際一たび心學講社の修養と實踐の精神に觸れたものは斯くの如き思想の湧き出づるを禁じ得ないものがある。蓋し理論殊に道德論は實踐と分離されたものでは值打はない。大鹽中齋の義舉を引き起さしめた衷情を偲ばしむる一詩、一身纏袍慚於天を想起すること切りである。